（特定高周波数無線局の開設の認定の公示）

第十一条の二の十二　法第二十七条の二十の三第九項の総務省令で定める公示する事項は、認定を受けた者の氏名又は名称とする。

2　総務大臣は、認定を受けた者の氏名又は名称について法第二十七条の二十の三第十一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情）

第十一条の二の十三　法第二十七条の二十の四第四項の総務省令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに、法第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた日から起算して二年以内に法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請があつたこと。

二　法第二十七条の二十の四第一項各号のいずれかに該当するおそれがあること。

三　前二号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請により不正な利益を得るおそれがあること。

（具備すべき電波等）

第十二条　［略］

［2～4　略］

5　船舶地球局は、次の各号に掲げる船舶地球局の区別に従い、当該各号に定める電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

一　インマルサット船舶地球局　総務大臣が別に告示する電波

［二　略］

［6～12　略］

（義務船舶局等の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局等のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）にあつては、次の機器

［(1)・(2)　略］

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(イ)　ナブテックス受信機（Ｆ一Ｂ電波五一八kHzを受信することができるものに限る。以下この項において同じ。）　一台

(ロ)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　略］

［新設］

（具備すべき電波等）

第十二条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）　総務大臣が別に告示する電波

［二　同上］

［6～12　同上］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

(イ)　ナブテックス受信機（Ｆ一Ｂ電波五一八kHzを受信することができるものに限る。以下この項において同じ。）　一台

(ロ)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　同上］